保存区分	税務
保存年限	５年

公　示　送　達　書

令和８年11月10日

丹羽郡大口町長　　鈴木　雅博

次の書類を、地方税法第20条の２第１項の規定により公示送達します。

なお、送達すべき書類は、当町健康福祉部戸籍保険課において保管しており、申し出があれば本人確認等させていただき交付します。

送達先		送達すべき書類の名称	摘要
通知書番号	氏　　名		
5177	本荘　比佐美	督促状 国民健康保険税令和８年度第４期	
7765	宮城　革治	督促状 国民健康保険税令和８年度第４期	
20494	疋田　雅人	督促状 国民健康保険税令和８年度第４期	
16080	富岡　由紀子	督促状 国民健康保険税令和８年度第４期	
以下余白			

これらの書類は、令和８年11月17日に送達があったものとみなされます。

公示期間は、告示の日から８日間